

(3) その他の参考事項 ☆【公表の可否 : □可、□否】(適宜、参考資料等を添付する。)

- a. 輸入差止申立てに係る権利の内容について訴訟等で争いがある場合には、その争いの内容
- b. 真正商品の製造価格
- c. その他

7. 添付資料等☆

区分	部数
※ <input type="checkbox"/> 権利の登録原簿の謄本及び公報 (著作権又は著作隣接権については、当該権利の発生を証すべき書類等)	1 部
※ <input type="checkbox"/> 上記謄本等の写し 【公表】	部
※ <input type="checkbox"/> 侵害物品と確認できる資料等 (真正商品及び輸入差止申立てに係る侵害物品のサンプル、写真、カタログ又は当該物品を図示したもの等) 【公表の可否 : □可、□否】	部
<input type="checkbox"/> 輸入差止申立てに係る侵害物品について、権利侵害を証する裁判所の判決書若しくは仮処分決定通知書又は権利の効力についての特許庁の判定書の写し 【公表】	部
<input type="checkbox"/> 弁護士等が作成した輸入差止申立てに係る侵害物品に関する鑑定書等 【非公表】	部
<input type="checkbox"/> その他の資料 (権利者が権利侵害を行う者に対して発した警告書又は新聞等に注意喚起を行った広告等の写し及び並行輸入に関する資料等) 【公表の可否 : □可、□否】	部

- (注) 1. ※の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出して下さい。
2. この申立書はできる限り具体的かつ詳細に記載して下さい (記載事項が多い場合は別紙)。
3. 本申立書の各項目の内容は、輸入者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表されます。
- (1) 【公表】項目
原則として公表されます。
 - (2) 【非公表】項目
公表されません。
 - (3) 【公表の可否】項目
申立人の意思により取り扱われますので、公表して差し支えない場合には「可」に、公表することに支障のある場合には「否」に✓チェックをして下さい。
4. 「輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」は、2年以内の期間を記載して下さい。
5. ☆印の付されている欄の資料等については、認定手続において侵害事実を確認するため必要に応じ輸入者等に開示することがあります。
6. 申立人欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます
(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択)。